

## 新型コロナウイルス感染防止対策について

令和5年 5月8日  
玄海みらい学園  
学園長 藤田 郁夫

保護者の皆様におかれましては、日頃より児童生徒の健康管理を行っていただき感謝申し上げます。

令和5年4月7日付の保護者宛文書にて、令和5年4月からの新型コロナウイルス感染防止対策についてお知らせをしましたが、令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症の5類への引き下げにともない、玄海町教育委員会の指導のもと、下記のように対応が変更されましたのでお知らせいたします。ご理解とご協力をお願いいたします。※変更箇所は四角囲みをしています。

### 記

#### 1 基本的な感染症対策

##### (1) 学校生活における「3つの密」（密閉・密集・密接）の回避について

- 教室等は、必要に応じて適宜換気をする。
- 感染症の流行が懸念される場合は、近距離で組み合ったり接触したりする活動やグループ学習等の対面での学習活動は回数や時間を絞るなど、工夫して密接を避ける。

##### (2) マスクの着用について

- 通学時を含め、学校でのマスクの着用は求めない。
- 感染症の流行が懸念される場合や必要な場面でのマスクの着用は、個人の判断とする。

##### (3) 手洗いや教室等の消毒について

- 必要な場面での手洗いを励行する。
- 感染症の流行が懸念される場合は、必要に応じて教室内の共用物を消毒する。

##### (4) 児童生徒及び職員の健康状態の把握について

- 児童生徒及び職員は、毎朝の健康観察に留意する。
- 児童生徒及び職員は、発熱等の風邪症状がある場合は登校しない。

#### 2 感染リスクが高い活動への対策

##### (1) 各教科活動等

- 感染症の流行が懸念される場合は、必要な感染症対策を行った上で、「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」はできるだけ避け、回数や時間を絞るなどして実施する。

##### (2) 給食

- 給食前後の手洗いを励行する。

##### (3) 部活動

- 活動前後の手洗いを励行し、感染症の流行が懸念される場合は必要に応じて共用物を消毒する。
- 体育館等の屋内での活動は、必要に応じて適宜換気をする。

#### 3 児童生徒の感染が確認された場合等の対応

##### (1) 児童生徒が「感染した（陽性だった）」場合

- 発症後5日経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで出席停止とする。
- 学校は、町教育委員会と協議のうえ学級・学級閉鎖等の態様を決める。

※ 児童生徒が濃厚接触者（同一世帯の陽性者の同居者）に特定された場合の対応は廃止となりました。

※ 佐賀県独自の「要待機者」と「要待機者判断のためのチェックリスト」は、令和5年3月12日までで廃止となりました。

※ 上記のことは、今後変更される場合がありますので、ご了承ください。